

# 法人税の引き下げによる 日本経済へのインパクトに関する検討

## —国際比較と増減税効果の事例から—

吉弘 憲介

桃山学院大学経済学部准教授

### 法人税改革の論点について

法人税が経済活動に与える影響は、法人税研究の長年のテーマであった。古典的には、法人税負担の転嫁問題や個人所得税との二重課税、法人税の課税ベースが企業の資金調達方法に与える影響などが取り上げられてきた。近年では、法人税が国際的な投資行動に与える影響について、研究関心の中心が移りつつあるとされる。この背景には、経済のグローバル化により、企業および投資家の投資行動がより有利な選択を求めて、国境の垣根を移動するようになったためである(野口 2009)。法人税負担と、二国間以上の国にまたがる企業や投資家の投資行動について、企業が行う活動のそれぞれの次元に応じて、影響を与えるとされる税率も異なる。マリーズレビューのアウトバック他論文では、法人税の名目税率、平均税率、限界税率がそれぞれ投

資の帰属利潤先、投資先、投資額に影響を与えらるとされている(Auerbach, et al 2010)。

こうした問題を背景に、近年の法人税にまつわる議論は、グローバル化に対応するための課税ベース選択、国際的な法人税会計制度における調整の問題、税率を通じての競争について議論が集中しているとされる(野口 前掲)。

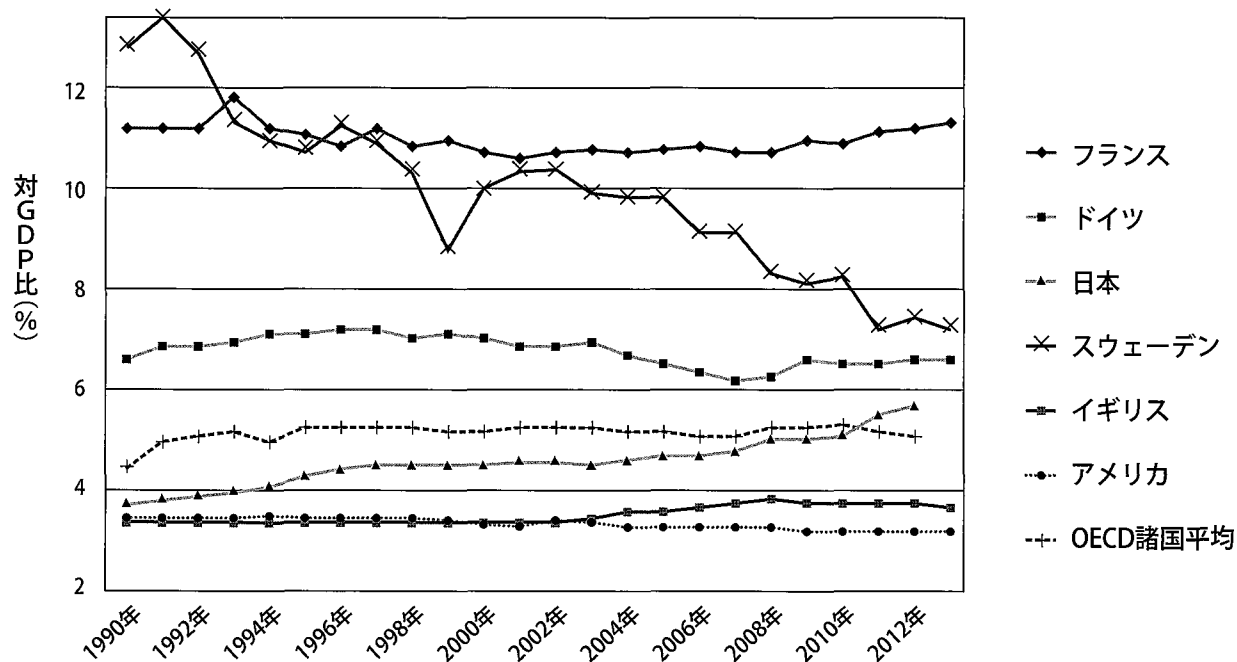
翻って、日本の法人税に関する改革議論は、上記のような国際的な法人税改革の論点に対しどのような位置関係にあるであろうか。2014年の4月に経済財政諮問会議において民間議員佐々木剛夫氏により示された「法人税改革の方向性について」と題される報告資料では、日本の企業が背負う様々な税負担および社会保障負担について、これが国際的にも高い水準にあり、企業負担引き下げが国内における企業活動を高め、諸外国からの企業誘致活動や投資活動の活発化を促すとして、法人税の実質負担率を25%に引き下げることが提案されている(佐々木 2014)。

こうした提案の問題意識の背景には、企業に対する公的負担が他国と比較しても「過大」であり、それが日本の企業投資活動を阻んでいるとの見解が産業界に存在していることを示している。また、日本における競争相手国として東アジア諸国が念頭に置かれており、これらの国々との国際競争を勝ち抜くため、企業活動の促進のための減税が望ましいとの見解が示されている。かつて、アメリカのレーガン政権下で法人税および資産性所得への大幅な減

#### よしひろ けんすけ

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学修士。専門分野は財政学、地方財政論、租税政策、地域政策。(財)とっとり地域連携総合研究センター研究員、下関市立大学経済学部准教授を経て、2014年4月より現職。著書に『現代租税の理論と思想』(有斐閣、2014年、共著)『危機と再建の比較財政史』(ミネルヴァ書房、2013年、共著)、「アメリカの近年の資産性所得減税」『グローバル時代の税制改革』(ミネルヴァ書房、2011年、共著)など。

図1 法人税の対GDP比の比較(1990-2013)



出所: Source OECD (2015)より作成。

税を通じて、企業活動の促進を促そうとしたレーガノミクス、あるいはその背景にある成長できるものが先に成長し、その富を国内経済の浮揚に用いるという「トリクルダウン理論」があるといえよう<sup>1</sup>。

こうした議論を引き継ぐ形で、2015年度税制改革大綱では、法人税の法定税率の引き下げが決定した。現行の25.5%の水準を2015年度より23.9%へ引き下げるとともに地方税である法人事業税所得割の標準税率を2016年度まで段階的に引き下げることを選んだ。これに伴い、繰越欠損金の控除制度や受取配当金益金不算入制度の見直し、法人事業税の外形標準課税の強化により、課税ベースの拡大が図られるとされている。2015年度のみでの効果では、法人税の税率引き下げにより9,900億円の減税効果があり、課税ベースの拡大により約7,800億円の増収効果があるため、差し引き2,100億円の純減税が実施されると報じられている(日本経済新聞 2014)。

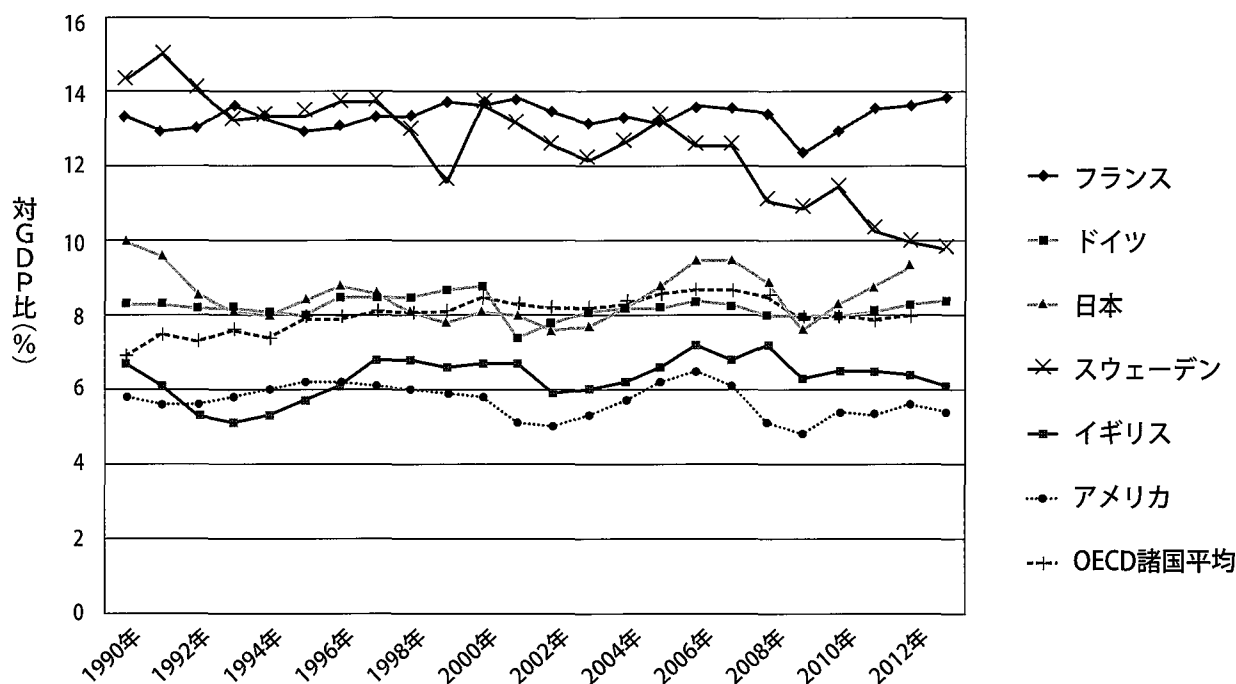
このように、現在、日本では法人税負担を引き下げることで企業活動及び経済活動を活発にできるとの考えが整備されつつあるといえる。しかし、こうした問題設定と政策は、真に効果のあるものといえ

るのであろうか。本稿では、法人負担の水準と国内経済の成長についてどのような因果関係があるのかについて、幾つかの資料を用いながら検討を試みたい。

## 企業による税と社会保障の負担水準

日本の法人税負担水準は、諸外国と比較してどの程度のレベルなのか。図1は法人税の対GDP比の各国別の推移である。これを見ると、確かに日本の法人税負担水準が、他の先進諸国と比較して高いレベルにあることがわかる。しかし、税負担のみでは企業の公的負担水準は評価できない。これ以外にも企業は、事業主の社会保障負担を行っているからである。図2は法人税に企業の社会保障負担を加えた企業の公的負担割合の比較であるが、日本の企業の公的負担水準は2013年の段階でGDP比8.3%となりほぼOECD平均並みであることがわかる。最も企業の公的負担の割合が高いのはフランス、次いでスウェーデン、3位に日本が位置づけられる。ドイツと比較すると、ほぼ同水準と言える。アメリカ、イギリスは税負担の水準で見ると日

図2 企業による公的負担割合の比較(1990-2013)



出所: 図1に同じ。

本に対しGDP比1%ポイント程度低く、社会保障負担水準が2%ポイント程度低いこと、概ね3%ポイントほど日本の企業よりも公的負担水準が低い形となっている。

このように、社会保障負担水準を加えて見た場合、日本の公的負担水準はほぼOECD平均並と言える。そのため、法人税の負担水準のみで見た場合よりも、国際的な高さが強調されないことが見て取れる。しかし、それでも負担水準は高い方であるとの主張もあり得よう。では、こうした負担水準は経済成長に負荷をかけるものとなっているのであろうか。

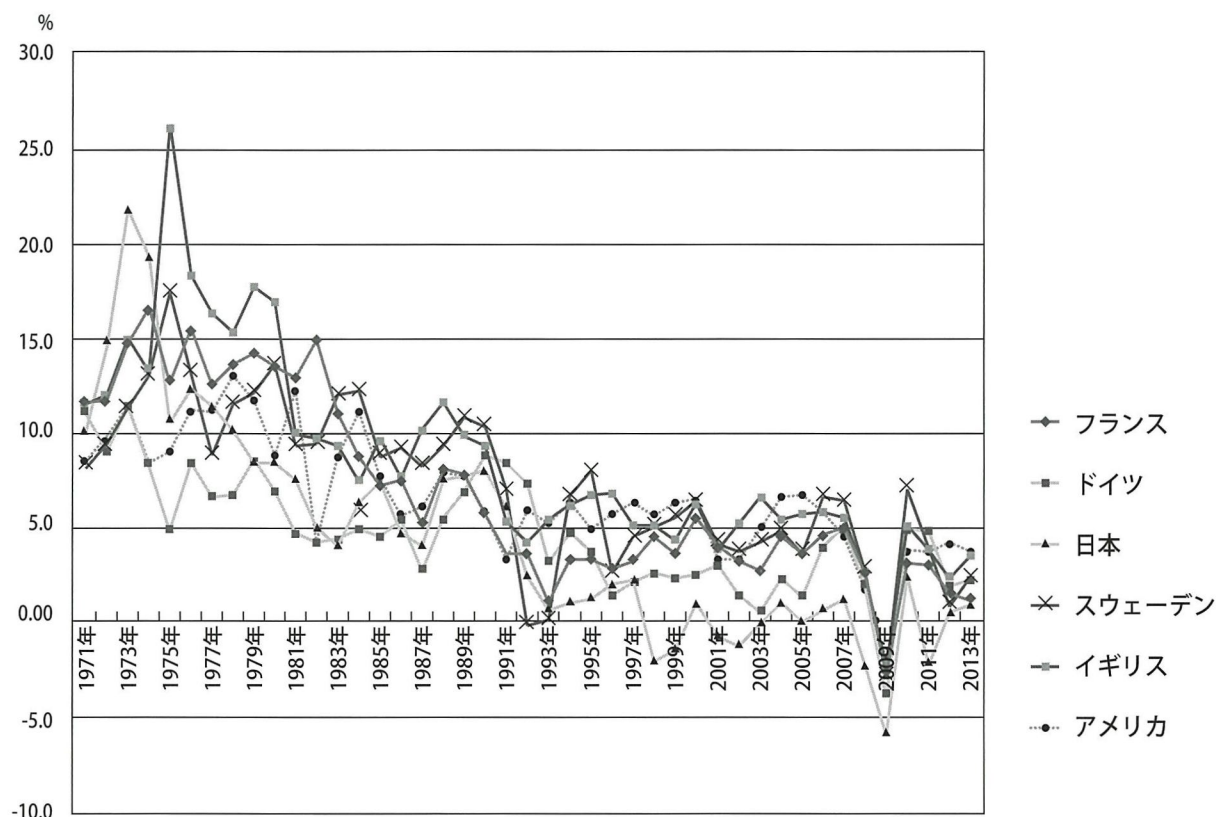
図3は先ほどあげた企業の公的負担水準と比較した各国のGDPの前年比成長率の推移である。仮に、企業の公的負担水準が高いことが経済成長の桎梏となっているとするならば、負担水準が高いものは相対的に低く、水準が低いものは相対的に高い傾向が確認されることが期待される。しかし、1990年代移行の傾向に注目してみると、公的負担水準の一貫して高かったフランス、スウェーデンと、逆に負担水準の低かったアメリカ、イギリスは常に日本よりも対前年度のGDP成長率が高いグループにあることがわかる。つまり、公的負担水準が高いこ

とや低いことが、一国の経済成長の桎梏やアドバンテージになるとは言い切れないことがわかる。むしろ、他国と比較して日本の著しい低成長の傾向が目につく。日本の低成長は、企業の公的負担水準よりも他の要因により引き起こされていると考える方が自然といえよう。

確かに、先に挙げたアウバック他論文によって紹介されているホイジンガ&ボーゲットらの実証研究によれば企業のM&Aの際に、法人税率の引き下げが国内への企業の引き留めに正の影響を与えることが紹介されているが、それも法人の公的負担水準が企業の成長力や国内経済の成長に負の影響を本当に与えているかどうかを正確に表すものとは言い難いであろう。

むしろ、日本のマクロ経済的な成長要因を分析した吉川(2014)や青木(2015)の論考を見ると、1990年代以降の日本の低成長の原因は、全要素生産性の中でのイノベーションの鈍化であるとしている<sup>2</sup>。また、青木は特に日本の低い労働生産性を指摘しつつ、労働時間の削減や非正規雇用の増加などによる見せかけの労働生産性の回復でなく、人的資本の活性化を中心に社会に新たなイノベー

図3 各国のGDP対前年比伸び率(1971-2013)



出所: 図1に同じ。

ションや価値を生み出す人材の必要性を指摘している。その際、青木は特に海外からの積極的な高度人材の招聘を紹介している。しかし、近年の企業はグローバル競争下において、人的資本の蓄積に最も必要な人材育成の力を相対的に低下させつつある(内閣府 2007)。

こうした傾向は、日本のみならずグローバル化に曝される全ての国の企業に共通の課題といえよう。ライシュ (2007 = 2008)は、やや極端な意見とも言えるが、グローバル競争に直面する企業の力はかつての競争の少ない時期に比べて低下しており、かつての様に雇用主が被雇用者の生活を支えることやCSRなど多元的な社会貢献機能には期待できないとしている。上記の考えを引き継ぐとすれば、仮に減税により余剰資金が企業内に発生したとしてもコストが相対的に掛かりながら、効果を実感しにくい状態であれば企業による人的投資の蓄積が促進されないことは容易に考えられる。

もちろん、企業によっては将来的な幹部候補など一部の正規職員に対する教育コストを大きく掛けて

いる企業も少なくない。また、実際に日本において企業による一人当たりのOJT、Off-JT費用は減少しておらずやや上昇しているとの研究も存在する(原田 2011)。しかし、全労働者に占める非正規雇用の割合が3割を超えている中、これら多くの非正規雇用については派遣先企業が労働教育を行うことは期待しにくい。置き換え可能性の高い非正規労働者を教育するよりも、よりニーズにマッチングする人材を連れてきた方が企業にとって合理的であるからである。このため、非正規雇用者は人的資本を蓄える機会を逃し、全体的な労働生産性は低いままに留まることが予想される。このように、国内全体の労働生産性を向上させようと考えれば、現行の労働環境下で企業にその役割を期待するのは非現実的と言えよう。

以上から、減税により企業に余剰資金を生じさせたとしても、日本のマクロ経済成長のボトルネックとなっている低い労働生産性を改善するまでの動きが、その自主的投資行動により生じるとは考えにくい。むしろ、企業負担の引き下げの同額を、社会的

に人的資本を蓄積できる公教育や公的職業訓練の拡充に用いた方が、過小供給に陥っている可能性のあるこれら準公共財の供給量を増やすことで社会全体の成長を後押しする可能性もある。

## 法人税変更に伴う企業活動の影響に関する一例

先に、法人税により企業内に留保財源が生まれたとしても、それが日本の経済問題のボトルネックである労働生産性の低さの改善やイノベーションの発現に寄与するかについて疑問を呈した。続けて、法人税の税率変更や減税制度が実際の企業活動にどの程度影響を及ぼすのかについて、やや古い事例であるが1993年のアメリカにおける法人税率の引き上げを元に検討しよう。

1993年アメリカでは、1980年代のレーガノミクスと1991年の湾岸戦争により生じた財政赤字の解消が連邦政府の喫緊の課題であった<sup>3</sup>。すでに1990年に実施された包括財政調整法により、最高限界税率の引き上げによる連邦個人所得税の増税が行われていた。しかし、湾岸戦争の影響から景気が悪化するアメリカ経済において、同増税のみでは財政赤字の解消が実現できなかった。

1993年、就任早々のクリントン大統領に突きつけられた政策課題は、先にも述べたように財政赤字の解消であり、そのため増税と歳出削減をどのように実現するかであった。クリントン及び民主党の主張は、1980年代の減税により恩恵を受けた者達に今回の増税の荷を負わせるとしたものであった(吉弘 2013)。1990年包括財政調整法では、これが高額所得者の負担の増加に帰結し、1993年には再び個人所得税が引き上げられたと同時に、連邦法人税についてもわずか1%ではあったものの増税が行われた。しかし、名目税率の引き上げの一方で、法人税の課税ベースの拡大は上手く行かなかった。特に、当時最も大きい租税特別措置(租税支出)であった企業の減価償却における加速度減価償却制度は、改革提案当初と異なり残存することとなった(吉弘 2006)。

この後、アメリカは1998年に連邦財政が黒字に転換するが、その背景には個人所得税を中心とした税収の増加があった。対GDP比で92年から97年を比較した場合、個人所得税は1.8%、法人税は0.6%対GDP比で増加している。この間、アメリカ経済のパフォーマンス自体は図3などからも明らかのようにむしろ堅調に推移している。すなわち、増税が経済成長のパフォーマンスを低下させるかという説に対しては、すくなくとも上記のような例外が存在すると言えよう。

また、増税のみならず減税についても企業の活動如何によっては、企業負担の減少につながることもある。先にも触れたように、93年法人税増税時に残存した加速度償却制度は、比較的大きな規模の租税特別措置であった。企業活動が活発となる中で、残存した同制度は、当然、大きく法人税負担を減少させると考えられる。ところが、対GDP比で見た場合の加速度償却制度の規模は1990年代中ほとんど増加しなかった。一方、新規投資額は1992年の対GDP比7%から1997年には9%までと2%ポイント程度増加している(吉弘 前掲)。その理由は、法人の新規投資が加速度償却制度により恩恵を受ける大規模設備投資からコンピュータやソフトウェアといった恩恵の低い短期償却資産に変遷したためである。こうした投資内容は、アメリカの産業構造の変化と並行したものであり、結局、企業活動は税率や制度よりも企業を取り巻く環境や技術革新により変化することを如実に示しているといえるだろう。

## 小括

以上のように、昨今の法人税の引き下げと、企業活動の活発化について効果の裏付けがどのような形で存在するか検討した。国際的な税制改革の潮流は、確かに名目税率の引き下げと課税ベースの拡大といったトレンドを持っているが、法人負担と一国経済との関係は、国際的な比較データを見る限りははっきりしない。また、企業の活動は、税制よりも国際的な企業活動の競争や技術革新、経済トレ

ンドによって決定されるもので、税制がいかなる意図を持っていたとしてもその通りに効果が出るかは疑わしい部分もある。日本の現状において、マクロ経済政策上のボトルネックとなっているイノベーションを先導する人材の育成について、民間の自主的投資のみならず公教育のための予算拡充こそ望ましいのではないだろうか。法人税減税が、こうした問題の解答となっているかについて、減税の決定した今、注意深く検討しその効果を問うていく必要性があるといえるだろう。■

#### 《注》

- 1 ただし、スティグリッツ（2012 = 2012）は「トリクルダウン理論」が格差を拡大すると同時に国民全体の所得増加には寄与しないと批判した。また、かつてはアメリカ国内でもブッシュ（父）がレーガノミクスに対し「ブドゥー経済（魔術経済）」と呼びやゆしたことは有名である。
- 2 この点、難しい議論とはなるが2015年度税制改革大綱では研究開発費に関する租税特別措置の縮小が行われている。イノベーションの源泉がいずれにあるかは諸説あるところであるが、少なくともその一つと考えられる研究開発に対するインセンティブを削ることが、経済成長の源泉を企業活動と見る論理とどの程度整合性がとれるかは別に検討する必要があると考えられる。
- 3 アベノミクスの本歌とも言えるレーガノミクスが、その帰結として巨額の財政赤字と貿易赤字を生じさせたことは、すでに言うまでもない事実であるが、近年の政策論議ではレーガノミクスが成功事例として

扱われることも少なくないため、改めてこの点を強調することは重要ではないだろうか。

#### 《参考文献》

- 青木昌彦（2015）「人を活かし生産性高めよ（経済教室）」『日本経済新聞』2015年1月5日朝刊。
- 佐々木則夫（2014）「法人税改革の方向性について」『経済財政諮問会議資料』2014年4月7日資料。
- スティグリッツ、ジョセフ（2012）『世界の99%を貧困にする経済』徳間書店。
- 内閣府（2007）『国民経済白書』内閣府ホームページ。
- 日本経済新聞（2014/12/31）「法人減税、2年で4200億円競争力高める税制大綱、住宅資金贈与、非課税枠を拡大」。
- 野口剛（2009）「経済活動のグローバル化の進展と法人税」『グローバル時代の税制改革』（所収）、pp.299-319、ミネルヴァ書房。
- 原田泰（2011）「企業における人材育成」『財務省財務総合政策研究所研究会資料』財務省ホームページ。
- 吉川洋（2014）「需要創出型の技術革新を（経済教室）」『日本経済新聞』2014年4月7日朝刊。
- 吉弘憲介（2006）「1990年代のアメリカ法人税の特徴」『証券経済研究』54巻、pp.105-124。
- （2011）「付加価値税無き国、アメリカの増税政策」『危機と再建の比較財政史』（所収）pp.321-340、ミネルヴァ書房。
- ライシュ、ロバート（2008）『暴走する資本主義』東洋経済新報社。
- Auerbach, A.J., M. P. Devereux and H.Simpson（2010）“Taxing Corporate Income,” J.Mirrlees et al *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press, pp.857-93.
- Source OECD（2015/01/25アクセス）（<http://www.sorceoecd.org>）

